



第3回定例会 [会期 9月18日~9月27日]

平成元年第3回小浜市議会定例会が9月18日に招集された。今回の定例会では平成元年度小浜市一般会計補正予算(第2・3号)をはじめ、小浜市の休日を定める条例等議案23件、請願、陳情等の審査採決を行なうとともに、意見書2件を採択し、新たに副議長を選出をして、27日に閉会した。

議案No.	議案名	提出	結果
議案 89	消費税の撤廃に関する請願書「継続事件」	議員	採択
議案 88	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
意見書 5	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
意見書 4	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
陳情 9	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
陳情 7	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 87	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 86	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 85	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 84	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 83	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 82	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 81	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 80	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 79	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 78	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 77	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 76	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 75	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 74	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 73	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 72	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 71	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 70	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 69	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 68	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
議案 67	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
陳情 8	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択
請願 1	消費税の即時廃止を求める陳情書	議員	採択

野村定彦氏



副議長に

第三回定例市議会
最終日において、山本副議長より辞職願が提出され、これを受けて議会は直ちに後任副議長の選挙を行なった結果、新たに野村定彦議員が就任。

第 3 回 定 例 会 会 期 日 程

18日	本会議（会期決定、議案上程、質疑、陳情）
20日	本会議（一般質問）
21日	総務・建設・産業経済・教育民生 各常任委員会
25日	教育民生常任委員会
26日	議会運営委員会
27日	全 員 協 議 会
	本会議（委員長報告、請願、陳情、意見書案上程 議案上程、質疑、討論、採決）

意見書採択 2件 関係機関へ提出

人事院勧告早期完全実施を求める意見書

人事院は、去る八月四日政府と国会に対し、公務員給与を三・一％改定する勧告とともに、完全週休二日制並びに週四十時間労働制の実施を求めています。

人事院勧告は公務員労働者の労働基本権の代償措置として制度化され、今日まで機能を果たし、恩給、年金生活者にも影響を与えているのも事実であります。

しかしながら、今次の人事院勧告の完全実現までの法的手順に半年の日時を要しております。

よって、政府におかれては、人事院勧告早期完全実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
平成元年九月二十七日

小 浜 市 議 会

福井地方・家庭裁判所小浜支部の存続を求める意見書

最高裁判所は、昨年十二月、法曹三者協議会において全国五十八庁に上る地方裁判所・家庭裁判所支部の統廃合案を提示した。

しかしながら、地方裁判所及び家庭裁判所の支部は、地域にあつて、住民の人権を擁護し裁判を受ける権利を保障する場として利便性を最優先に考慮して設置されているものであり、もつぱら効率性のみを重視した統廃合は、地域住民の時間的、経済的負担を増大させるとともに、憲法上、国民に保証された裁判を受ける権利を阻害することが懸念される。

裁判機構の整理統合、合理化は、主権在民という法の下の平等を實質的に奪い、特に本県小浜支部の統廃合は地域性からして、嶺南住民に極めて不便を強いることになる。

よって、国におかれては、これら機関が地域社会に果たしている役割、重要性を認識され、福井地方・家庭裁判所小浜支部を人的、物的に一層充実強化され、存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成元年九月二十七日

小 浜 市 議 会



質問 一般 質 問



大 学

九月定例会の一般質問は二十日に行なわれ、岡本・石橋・浜野・岡尾・小川・辻・森下の七議員が市政各般に渡り市当局の姿勢を問いただした。

〔質問と答弁の主な要旨は次のとおり〕

質 問

県立大学に係る小浜市の内容について明らかにしてほしい。

答 弁

九月八日に開催された県立大学設立準備委員会において構想案が示され、魅力ある大学、個性ある大学、開かれた大学という三つの基本理念のもとに設立されることになった。内容は、経済学部の経済学科と経営学科、生物資源学部の生物資源学科と海洋生物資源学科、短期大学の第一看護学科と第二看護学科の三学部となっており、設置場所として松岡町の福井キャンパス、本市湊、羽賀地係の多目的の公共用地に予定されている小浜キャンパス等となっているが一体的なものであり、そのうち海洋生物資源学科が当核用地に設置される予定で、入学定員四十名となっている。施設の内容については今後設

立準備委員会にてさらに詳細な計画がされていくが、県では多目的の公共用地九haのうち五haを大学用地として見込んでおり、本市としては残り用地を多目的の運動場や芸術の森として整備し、化学学園ゾーンとして市民の憩いの場にしていく考えである。今後小浜市としては受け入れに最善の努力を払うとともに、当該用地の造成に係る負担についても県と十分協議し、本市として満足できる施設の規模や内容、さらには開学後の地域との連携などをお願いし、後世に誇り得る意義あるものを建設したいと考えている。

質 問

敷地造成工事費の総額と小浜市の負担について、総工費をどのくらいとみておられるか。応分の負担とはこの造成費の負担のことなのか。大学用地五haの部分について応分の負担をし、後の四haは運動場も含めて全て小浜市が持つんだという考え方なのか。

答 弁

大学に要する経費を見積る時は一般的に創設費と運営費に分けて試算する。運営費については今回大学は県立であるので市としては何ら言及する立場ではない。創設費については先般報道にもあったが百五十億から百六十億と予想されている。予定地である多目的の公共用地の造成費については現在調査委託しているところであり、見積もられ次第ご報告申し上げるが、多目的の公共用地全体に対する応分の負担であることご理解願いたい。ただ、嶺南大学構想時期に二十億の造成費を要するとの見込みがあったが、造成工事の面から切土から排出される土量の処理やより有効な敷地面積の確保等を考え合わせると大幅な工事費の軽減はむずかしいと予想される。これら造成経費にかかる県と市の負担に關しては、仮に現在大学に必要とされている五haについて小浜市が造成のうえ県に提供するにしても、同時に建設される施設規模や内容、これら市民への開放状況、あるいは県立大学が地域にもたらす効果などを総合的に勘案し、積極的な姿勢を保ちながら県と協議したいと考えている。

なおまた現在大阪産業大学教授をはじめそれぞれに卓越した御見識を持った方々が県立大学設立準備委員として基本計画案を検討作成されているので、市の立場からは構想の内容にまで立ち入ることはできないと考えている。しかし、先の準備委員会の基本計画では新しい時代にふさわしい魅力ある大学、地域社会と連携した開かれた大学、特色ある教育研究を行なう個性ある大学を基本理念としており、この理念はまさしく本市の市政方針として方向を同じくするところであり、たとえば交流センターは生涯学習の提供、学会、講演会や地域住民の研修等のための施設機能をはたすものであり、また海洋生物資源学科というからには本市の主要産業である水産関連産業の振興も可能となつてくること確信し、すなわち大学の教育研究内容自体については各分野の専門の方にお任せするにしても、地域との関連においては十分県立大学を活用し、小浜市の将来発展のために支援努力を怠らないうえに、積極的に考えている。

質 問

難産の末、生まれた小浜キャンパスの実現、そのことに多くを期待する余り、前市長の構想、鳥越山の造成計画をそのまま受け入れ、応分の負担ということで小浜市が莫大な造成費用を負担するということになれば、選挙公約違反ではないか。

答 弁

当時の嶺南大学構想は、昭和五十九年半ばに京都産業大学工学部の誘致構想が頓挫し、それに変わる高等教育機関の設置構想として昭和六十二年当初に嶺南地区大学誘致推進協議会と国土庁、福井県及び小浜市の三者合同による調査の二つの報告書として提出された。その内容を検討させていたたく機会もあり、大学の創設方法、運営方法に不安定な要素を感じた次第である。つまり嶺南市町村主体の県をも含む組合方式による設置運営を示唆しており、小浜市はもとより市町村の負担が多分に感じられ、現実的な運営面においても危惧を持った次第である。また県議会などの動きを見ても実現にはむずかしいものがあつたのではないかと感じ、それらの意味を込めて選挙公約において、初めの構想と全くかけはなれた現状にあり、無謀な財政負担はしないと訴えた次第である。就任したころ、既に県では大学問題協議会を設立されており、